

◎新潟県告示第222号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和元年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
高橋 毅	内科	町立湯沢病院	南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877-1	H31. 4. 10
高木 健太郎	内科・外科	たかぎクリニック	妙高市諏訪町1-5-14	R1. 5. 8